



「消火栓」や「防火水そう」などの付近は 駐車禁止です！

消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存知ですか。
これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、
火災発生時に消火に必要な水を、消防隊に供給するもの
です。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設
置されており、その位置を示すため、標識を掲げているも
の、路上やフタにマーキングをしているものなどがありま
す。また、「消防水利」として指定されているプール、池、
井戸、河川なども、消火活動に使用することがあります。



消防隊は定期的に「消火栓」などの調査や点検・整備
を行い、いつでも火災が発生しても、直ちに消火活動
ができる体制をとっていますが、火災発生時に「消火栓」
や「防火水そう」付近への違法な駐車車両が障害となり、
消火活動を妨げるケースが発生しています。

これらの「消火栓」や「防火水そう」などの周辺は、
道路交通法で駐車が禁止されています。違法な駐車は一
刻を争う消防活動の障害になりますので、皆さんのご理
解とご協力をお願いします。



消防水利の付近に車両が駐車されており消防隊の活動の障害となっている

(写真提供：前橋市消防本部)

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防に関するもの）

1. 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5m以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口又は吸管投入孔から5m以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5m以内の部分

2. その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- (2) 火災報知機から1m以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5m以上の余地がない場合